

令和8年6月

東大阪市庁舎清掃業務落札者決定基準

本落札者決定基準は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく総合評価制限付一般競争入札にて実施する東大阪市庁舎清掃業務(以下「本業務」という。)の落札者を決定するための基準等を定めたものである。

1.落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札参加者のうち、最も高い総合評価点を得た者を落札者とする。なお最も高い総合評価点を得た者が2者以上あった場合は、市が指示する日時に来庁し、くじにより落札者を決定する。

本業務は、市において調査基準価格を設定しているため、落札者となるべき者(以下「落札候補者」という。)が調査基準価格を下回る入札を行った場合、落札候補者は速やかに入札価格詳細内訳書、配置労働者賃金支払予定表を提出し、市は提出された資料をもとに落札候補者が業務の履行が可能かの調査を行う。調査の結果、適正な履行の確保が困難と判断した場合は失格とし、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った他の入札参加者のうち、最も高い総合評価点を得た者を落札者とする。

2.評価項目等

総合評価点は合計150点とし、価格評価点を60点、価格以外の評価点を90点とする。評価項目、配点、評価内容等の詳細は別で示す「評価項目、評価点及び評価内容」の通りとする。

3.評価点の算定方法

総合評価点の算定方法は次の算定方式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点

価格評価点及び価格以外の評価点については「評価項目、評価点及び評価内容」に基づき算定を行うものとする。